

京都市告示第35号

京都市都市計画関係手数料条例の別表第9備考2の規定に基づき、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することを評価する方法について、次のように定め、告示します。

平成28年4月1日

京都市長 門川大作

建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）Iの第1に基づき、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する方法とする。

(都市計画局建築指導部建築審査課)